

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-1
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	民生委員児童委員協議会連合会補助金										
		予算事業名	民生委員児童委員等補助									
		予算事業コード	00225									
2	交付開始年度	平成	5	年度	創設から	34	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	健康福祉政策課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	本市の民生委員活動の中核を成す当連合会を財政支援することにより、市の福祉全般の推進を図る。この支援により、市内13か所の地区民児協の活動に対しても、幅広く、きめ細やかな事業の推進が可能になる。										
8	補助対象者	民生委員児童委員協議会連合会										
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	30,176	5,046	0	20,981	4,149	16.7%	0	0.0%		
		R6年度決算額	29,139	7,520	0	21,006	613	25.8%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	32,225 32,225	7,520 7,520	0 0	22,637 22,637	2,068 2,068	23.3% 23.3%				
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	委員の資質向上のための全体研修会・専門部会による研修会の開催にかかる費用、全国・県民児協の開催する研修会等への参加費、各地区民児協による研修の開催費、委員活動の啓発のための広報発行費など										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	定数376人 事務費:350千円 事業費:2,390千円 負担金:2,400千円 地区研修・活動費補助:2,180千円 諸費:200千円										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」の推進と合致するものである。高齢者世帯や障害者のいる世帯の見守り、子育て支援等、地域に根ざした活動を行っており、地域福祉の重要な担い手である。また、市からの要請に応じて、高齢者の個別避難計画の作成の周知等に協力している。これらの活動や、各地区民児協の活動を支えるため、役員会や大会、全体研修会、専門部会等の開催は不可欠であり、そのための補助は必要である。		
	公平性	5	厚生労働大臣より委嘱を受け、特定の個人・団体等に特権的な恩恵を与えるものではなく、広く市民のための福祉事業を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 今後も市民の福祉ニーズに応じた民児協活動の促進を図りつつ、さらに災害時の要支援者支援の中心的存在として、地区民児協間の連携強化には不可欠である。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 3年に一度改選が実施され、約半数の委員が交代するため、継続的に研修会等を実施し、地域福祉の担い手として知識の習得・資質向上は不可欠である。また、委員のなり手不足が問題となっているが、市民の認知度を向上し、なり手不足の解消のために広報・啓発も継続して行っていく必要がある。		
	透明性	5 (減点) 0	事務局を健康福祉政策課で担当していることで、協議会内の監査のほかに市の監査を受けている。また、団体構成員からの会費や鈴鹿市社会福祉協議会の事業にも協力し、自主財源の確保にも努力している。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-2
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	民生委員地区活動費及び会長活動費補助金										
		予算事業名	民生委員児童委員等補助									
		予算事業コード	00225									
2	交付開始年度	平成	5	年度	創設から	34	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	健康福祉政策課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	本市における地区の民生委員活動の拠点となる当協議会を財政支援することにより、市の福祉全般の推進を図る。この支援により、行政の行き届かない分野で民生委員が幅広く、きめ細やかに事業を推進することが可能である。また、地区民生委員児童委員協議会会長の自覚を促し、地区協議会の運営事業の推進を図ることにより、市民福祉の向上に寄与する。										
8	補助対象者	市内13か所の地区民生委員児童委員協議会										
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	8,172	2,650	0	2,779	2,743	32.4%	0	0.0%		
		R6年度決算額	8,300	2,762	0	2,779	2,759	33.3%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	12,201	2,762	0	2,779	6,660	22.6%				
R8年度予算要求額	12,201	2,762	0	2,779	6,660	22.6%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	13地区民生委員児童委員協議会による高齢者のつどい等の事業実施、研修会の開催、広報発行等の事業										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	13地区民生委員児童委員協議会活動費:定数×7,000円 13地区会長活動費:1地区会長あたり10,000円を補助										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」の推進と合致するものである。高齢者世帯や障害者のいる世帯の見守り、子育て支援等、地域に根ざした活動を行っており、地域福祉の重要な担い手である。また、市からの要請に応じて、高齢者の個別避難計画の作成の周知等に協力している。これらの活動のため、研修会等の開催は不可欠である。また、会長については、多様化する福祉問題に対応する地区民生委員児童委員協議会会長として重責を担う。		
		(減点) 0			
	公平性	5	民生委員は厚生労働大臣より委嘱を受け、特定の個人・団体等に特権的な恩恵を与えるものではなく、広く市民のための福祉事業を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 今後も市民の福祉ニーズに応じた民児協活動の促進を図りつつ、さらに災害時の要支援者支援の中心的存在として、民生委員の活動は不可欠である。また、会長は連合会の役員会や県主催の会議・研修に参加することが多く、地区民生委員児童委員協議会の運営にフィードバックされる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 地区民児協内での委員同士の情報交換・研修等の実施により、地域の特性に応じた福祉活動を推進することができる。地区民児協が主体となり、つどい事業などを実施することで、高齢者、子育て世帯などが孤立しない環境づくりを進めている。		
透明性	5 (減点) 0	各地区とも事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。また、団体構成員からの会費や鈴鹿市社会福祉協議会の事業にも協力し、自主財源の確保にも努力している。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-3
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市社会福祉協議会補助金										
		予算事業名	社会福祉協議会補助									
		予算事業コード	00227									
2	交付開始年度	昭和	31	年度	創設から	71	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	外郭団体補助					5	所属	健康福祉政策課			
6	根拠法令	社会福祉法第58条										
7	事業の目的・概要	地域において、多様化する福祉問題に対し、行政だけでは行き届かない住民が抱える様々な困難課題について、解決できるようきめ細やかな地域福祉推進活動を展開している。この活動に財政支援することで本市の地域福祉の推進を図っている。										
8	補助対象者	鈴鹿市社会福祉協議会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	152,953	101,270	0	0	51,683	66.2%	0	0.0%		
		R6年度決算額	166,617	106,759	0	0	59,858	64.1%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	193,630 208,322	104,589 104,173	0 0	0 0	89,041 104,149	54.0% 50.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	法人運営 ふれあいのまちづくり ボランティアセンター 企画・広報 日常生活自立支援										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	法人運営:99,362千円(人件費69,456千円・事業費1,794千円・事務費21,642千円・助成金1,500千円・負担金1,611千円・その他3,359千円) ふれあいのまちづくり:1,874千円(事業費654千円・事務費170千円・助成金1,050千円) ボランティアセンター:1,126千円(事業費101千円・助成金1,025千円) 企画・広報:180千円(事業費) 日常生活自立支援:1,631千円(人件費) 以上、社協作成の予算案を査定したうえで補助を行っている。										
	増減理由	法人運営に係る人件費等の減										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	社会福祉法に規定する「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、福祉活動において不可欠な団体で、様々な福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会の機能強化を行うことにより、総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」を推進するものである。		
		(減点) 0			
	公平性	5	特定の個人・団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではなく、広く市民のための福祉事業を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 民生委員や地域の人たちと連携し、市ではカバーしきれない福祉ニーズに対応している。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 市民の多種多様なニーズに対応したきめ細やかな地域福祉を推進している。					
透明性	5	事業計画書に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。共同募金やキャラクターを活用した事業等により自主財源の確保にも努力している。			
					(減点) 0

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 7 年度

地域において様々な福祉活動に取り組んでおり、地域福祉を推進する上で欠くことのできない非常に重要な団体である。また、当市が掲げる「地域福祉の推進」事業を実施するに当たり、当市と共に中心的な旗振り役を担っていく団体であるため、継続して財政的な支援が必要となる。					
--	--	--	--	--	--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-4
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	遺族会補助金												
		予算事業名		社会福祉団体補助										
		予算事業コード		00226										
2	交付開始年度	昭和	21	年度	創設から	81	年度目	3	終期	令和	8	年度		
4	分類	事業費補助					5	所属	健康福祉政策課					
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱												
7	事業の目的・概要	遺族の相互扶助並びに救済の道を開き、平和日本の建設に邁進するとともに、遺族の福祉の増進を図る。												
8	補助対象者	鈴鹿市遺族会												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)				
		R5年度決算額	936	市補助金(B)	400	国補助金	0	県補助金	0	その他	536	42.7%	0	0.0%
		R6年度決算額	1,039	400	0	0	639	38.5%	0	0.0%				
		R7年度当初予算額	1,203	400	0	0	803	33.3%						
		R8年度予算要求額	1,203	400	0	0	803	33.3%						
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	鈴鹿市遺族会への事業に対する補助 鈴鹿市遺族会理事会・評議員会会議開催、日本遺族会等による英霊の追悼事業への参加など												
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	先の戦争による遺族の救済、戦没者の慰霊等を目的に行う諸事業経費の一部を助成する。 平成8年度700千円 9年度~800千円 29年度~720千円 令和2年度~500千円 4年度~400千円												
	増減理由													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	国策として先の大戦において殉死した戦没者の遺族の福祉増進を図る必要がある。また、遺族会の活動を支援することにより、戦争への反省、市民の平和に対する意識の醸成に寄与する。		
		(減点) 0			
	公平性	5	会員の福祉増進に留まらず、戦争の悲惨さや、戦争を知らない世代に語り継ぐこと等によって、市民の平和に対する意識の醸成に寄与することから公平性を有している。		
	効果性	5	【評価の理由】 国策として先の大戦において殉死した戦没者の遺族の福祉増進や戦争を体験していない世代が増える現在の状況において、戦争の悲惨さを語り継ぐこと等によって、市民の平和に対する意識の醸成に寄与する。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 遺族会評議員会会議を通じて、遺族会各会員に対して英霊の追悼事業を周知し、参加を促している。戦後80年を経過し、戦没者遺族の高齢化が進み会員数が減少するなか、追悼事業への参加も少なくなっており、今後、補助金のあり方を検討する必要がある。		
(減点) 0		事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。 また、戦没者遺族の高齢化による会員数の減少により、年々、事業運営が困難になるが、経費の削減等により、財源確保のため努力をしている。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-5
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	保護司会補助金										
		予算事業名	社会福祉団体補助									
		予算事業コード	00226									
2	交付開始年度	昭和	39	年度	創設から	63	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	健康福祉政策課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	社会福祉の精神をもって更生を助けるとともに、犯罪予防活動を推進するための補助										
8	補助対象者	鈴鹿市保護司会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越額の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	4,753	1,800	0	0	2,953	37.9%	0	0.0%		
		R6年度決算額	4,301	1,800	0	0	2,501	41.9%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	5,272 5,272	1,800 1,800	0 0	0 0	3,472 3,472	34.1% 34.1%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	社会を明るくする運動等の更生保護事業実施にかかる費用、保護司の資質向上のための研修等の実施にかかる費用。										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	犯罪予防活動における諸経費、各種研修費等の一部を助成。 平成元年度600千円、2年度～8年度800千円、9年度～25年度1,000千円、26年度～28年度2,000千円、29年度～1,800千円										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	保護司法に基づき、保護司定数76名(現在保護司62名)が、犯罪予防活動や社会資源開拓推進活動を実施し地域の犯罪・飛行防止に貢献している。補助に関しては、総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」と合致するものであり、必要性があるものである。		
	公平性	5	保護司は、法務大臣の委嘱を受け、特定の個人・団体等に特権的な恩恵を与えるものではなく、広く市民のための福祉事業を実施している。保護司法の第1条の保護司の使命として、「社会福祉の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」とあるように、公平性をもったものであるといえる。		
	効果性	5	【評価の理由】 近年の犯罪増加に対して、犯罪予防を啓発していくことは、有効である。保護司が取り組んでいる更生保護活動は、地域社会における犯罪予防活動を推進し、さらには犯罪や非行のないだれもが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながり、十分効果性を有するものであるといえる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 毎年行う「社会を明るくする運動」での、市内の中学生への一日保護司の委嘱、ショッピングモールや駅頭での啓発活動など、様々な手法で犯罪予防や更生保護活動の啓発と周知を図っている。 更生保護サポートセンターの設置により、相談・面談等の拠点となっている。		
	透明性	5 (減点) 0	事業計画書に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-6
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	更生保護女性の会補助金													
		予算事業名		社会福祉団体補助											
		予算事業コード		00226											
2	交付開始年度	平成	10	年度	創設から	29	年度目	3	終期	令和	8	年度			
4	分類	事業費補助						5	所属	健康福祉政策課					
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱													
7	事業の目的・概要	女性として、母としての立場から、地域の犯罪予防と更生保護の様々な活動に協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与する。													
8	補助対象者	鈴鹿市更生保護女性の会													
	交付先(補助対象者と異なる場合)														
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)					
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他								
				R5年度決算額	332	30	0				0	302	9.0%	0	0.0%
				R6年度決算額	367	30	0				0	337	8.2%	0	0.0%
				R7年度当初予算額	217	30	0				0	187	13.8%		
R8年度予算要求額	217	30	0	0	187	13.8%									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	視察研修事業費の一部を助成													
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	地域に密着した犯罪予防等の様々な活動の活性化を図ることを目的に行う研修費、事業費等の一部を助成する。平成12年度～20年度50千円、21年度～30千円。													
	増減理由														

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」の推進と合致するものである。女性の立場で、女性の持つあたたかさ、細かさを生かした活動を展開し、市民・他団体と連携した活動を展開している。		
	公平性	5	構成する会員は、さまざまな立場の人々が集まって会員を構成しており、だれでも心の中にある善意をもって、自分なりに創意と工夫で活動をしている。		
	効果性	5	【評価の理由】 構成する会員は、各地域の中で、それぞれの立場でもって民生委員・PTA等の各種団体と協力をし、活動をしてきている。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 女性の立場から青少年の健全な育成に努め、地域での犯罪予防活動を行うための、研修等を実施し、犯罪や非行のない社会の実現に寄与している。		
	透明性	5 (減点) 0	事業計画書に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

健康福祉政策課-7
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市社会福祉協議会補助金 (ホームレス支援事業)												
		予算事業名	ホームレス支援事業費											
		予算事業コード	00233											
2	交付開始年度	平成	17	年度	創設から	22	年度目	3	終期	令和	8	年度		
4	分類	事業費補助						5	所属	健康福祉政策課				
6	根拠法令	社会福祉法第58条												
7	事業の目的・概要	社会福祉協議会が行うホームレス自立支援事業 住居喪失またはそのおそれのある人へ各種制度利用までの就労・食費・旅費等の支援を行う。												
8	補助対象者	鈴鹿市社会福祉協議会												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)				
		R5年度決算額	780	市補助金(B)	772	国補助金	0	県補助金	0	その他	8	99.0%	0	0.0%
		R6年度決算額	751	750	0	0	1	99.9%	0	0.0%				
		R7年度当初予算額	1,146	850	0	0	296	74.2%						
		R8年度予算要求額	927	830	0	0	97	89.5%						
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	人件費: 780千円 事務費: 50千円												
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	支援数の実績に応じて補助金額の変更を行い、精算をしている。												
	増減理由	事業実施に係る人件費等の減												

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の施策「地域共生社会の実現に向けた体制の確保」の推進と合致するものである。ホームレスに対する自立支援策として不可欠である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	実施主体の鈴鹿市社会福祉協議会は公益性の高い社会福祉法人である。支援決定については、規定に基づき、運用している。		
	効果性	5	【評価の理由】 ホームレスに対して、自立を促す事業として有効である。		
5		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 市内のホームレスの人への働きかけを行うことにより、安否確認や健康状態等を把握することができる。			
透明性	5	事業計画書に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 7 年度

地域において様々な福祉活動に取り組んでおり、地域福祉を推進する上で欠くことのできない非常に重要な団体である。また、複合化・多様化した課題により支援を必要とする市民に対して、伴走的な支援を行っている団体であるため、継続して財政的な支援が必要となる。